

第8節 これからのごみ処理体制

1 分別区分及び収集方法

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、ゼロ・ウェイストかまぐらの実現を目指し、市民・事業者の協力を得て、ごみの減量・資源化を進めています。引き続き、市民・事業者との協働によるごみの減量を推進するとともに、焼却量の削減及び資源循環に寄与する分別収集及びリサイクルに取り組むことが重要です。

本計画に基づくさらなるごみの減量・資源化の推進においては、新たな資源化の実施が必要である一方、市民による分別の協力、戸別収集を想定した収集体制の再構築、収集処理経費の増大等の課題があります。

また、現状の分別収集及び資源化処理体制においても、高齢化の進行や多様なライフスタイル、ごみ処理施設の再編等への対応を図るとともに、市民負担や収集処理経費の軽減の観点からも、分別区分及び収集方法の見直しが必要となるため、課題を整理し、総合的に検討を進めます。

2 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うために必要不可欠です。本市では、令和7年(2025年)1月に本市唯一の焼却施設であった名越クリーンセンターでの焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、燃やすごみの処理については、逗子市焼却施設を中心とした広域処理に移行しました。令和10年度(2028年度)以降は、名越クリーンセンターの解体・撤去後に整備するごみ中継施設を中心に、安定的かつ効率的に燃やすごみを処理施設まで運搬します。当該施設整備期間中は、今泉クリーンセンターの中継機能を継続して利用します。

また、市民のごみ出しに関する労力を軽減し、持続可能な収集体制を構築するため、令和8年(2026年)4月から全市域で燃やすごみの戸別収集を実施します。戸別収集の実施は、排出者責任の明確化による分別の促進や不法投棄の削減、高齢者の見守りや道路損傷状況の確認等の副次的な効果が期待できます。

声かけふれあい収集を継続して実施し、ごみや資源物を排出場所まで運び出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯を対象に、戸別に声かけによる安否確認を行いながら、収集を行います。

収集及び運搬は、ごみ・資源物ともに委託による収集を中心として行いますが、効率的な収集・運搬体制の見直しを検討し、委託経費の削減、市民負担の軽減に努めます。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。

ごみの排出量が少なく、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が難しい事業所での適

正排出を促すため、燃やすごみに限り特例的に市が収集運搬処理を行う「少量排出事業所収集制度」について対象となる事業所等への普及に努め、制度活用の推進を図ります。

事業系生ごみの資源化については、各事業者による登録再生利用事業者等への搬出を誘導しています。引き続き、各事業者に対し登録再生利用事業者等の受入体制について情報提供していきます。また、誘導に当たって課題となっている、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集・運搬ルートの確保に向けた協力要請、登録再生利用事業者への運搬に当たり一般廃棄物収集運搬業許可が不要となる特例措置の対象拡大を要望していきます。

3 中間処理計画

(1) 中間処理及び処分方法

分別区分ごとの中間処理及び処分は、図2-12のとおり行います。なお、名越中継施設は令和10年（2028年）10月に稼働開始予定です。また、同章第5節3のスケジュールのとおり、植木剪定材受入事業場及び坂ノ下積替所の移転、生ごみ及び紙おむつの資源化開始について、令和12年度（2030年度）を目指して検討を進める予定であり、状況に応じてフロー及び処理を見直して実施することとします。

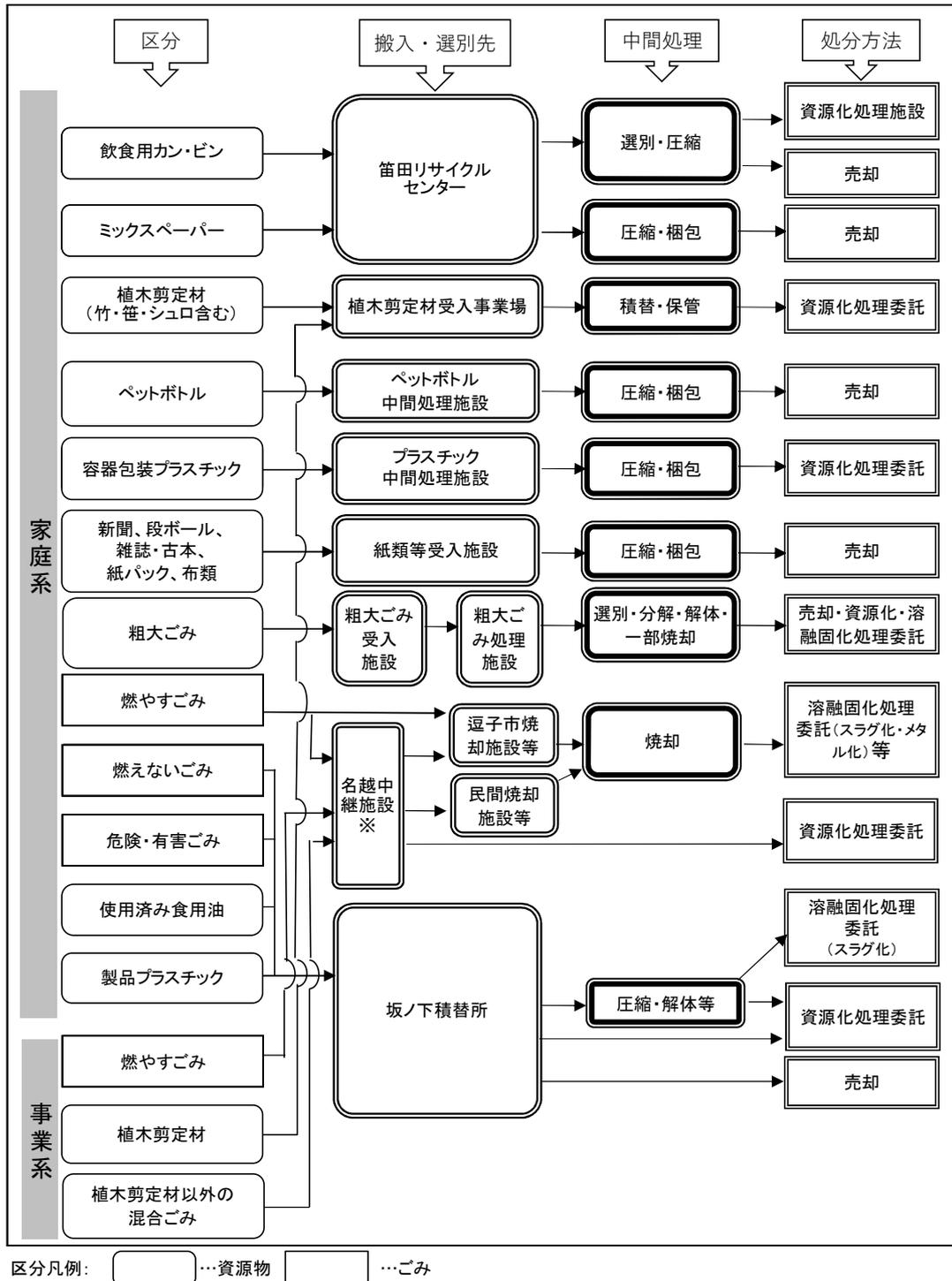


図2-12 分別区分ごとの中間処理及び処分の方法

※名越中継施設が稼働するまでは今泉クリーンセンターで受け入れます。

(2) 家庭系燃やすごみの広域処理

本市では、過去には70,000tを超えるごみを焼却処理していましたが、平成2年度(1990年度)の「ごみダイエット運動」の展開、平成8年度(1996年度)の「ごみ半減計画」の策定等を経て、平成25年度(2013年度)には平成2年度(1990年度)からほぼ半減の約36,000tになりました。

平成27年(2015年)3月には今泉クリーンセンターにおける焼却を停止し、その後は、名越クリーンセンターにおいて市内で排出された燃やすごみを焼却処理していました。引き続き、市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量・資源化を図り、令和元年度(2019年度)には目標であった焼却量30,000tを切り、着実にごみの減量が進んでいます。

令和7年(2025年)1月には名越クリーンセンター(焼却施設)の焼却を停止し、4月からは「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市及び葉山町のごみ処理広域化に移行し、市内で排出される燃やすごみの一部を逗子市焼却施設で焼却処理しています。

逗子市焼却施設は、令和16年(2034年)末までを目途に利用することとしており、その後は、さらなる広域化を目指し、県及び県内他自治体との協議を進めていきます。なお、さらなる広域化に当たっては「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(令和6年(2024年)3月29日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長)に基づき、令和9年度(2027年度)末を目途に神奈川県が策定予定の長期広域化・集約化計画において一定の方向性を示すことができるよう、2市1町において検討を進めるとともに、他自治体との協議、県への要望を行います。

4 焼却残さの処分計画

燃やすごみの広域処理への移行に伴い、市内で排出される燃やすごみは、逗子市焼却施設及び民間処理施設等にて焼却処理を行います。焼却処理に伴い発生する焼却残さは、基本理念に基づき、処理委託先との協議を踏まえ、可能な限り、熔融固化処理をはじめとする資源化処理を行います。

5 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物の処理方法は、次のとおりです。「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン(平成20年(2008年)2月、日本医師会)」、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(平成20年(2008年)3月、環境省)」を参考に整理しました。

(1) 市が収集する在宅医療廃棄物(非鋭利なもの)

表2-30 市が収集する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	<p>「燃やすごみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。 ・がついているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付着含)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ビン類	飲み薬用のビン	「飲食用ビン」
	飲み薬以外のビン	「燃えないごみ」
	経管栄養剤のカン	

(2) 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物(鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの)

表2-31 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	<p>「医療機関に返却」 「医師が持ち帰る」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針(血糖値測定用)	
	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
	医師が処置した注射器	

6 災害廃棄物処理

大規模な震災や水害等が発生した場合には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平時と同じ処理体制での対応は困難であると想定されます。

そこで「鎌倉市地域防災計画(令和6年(2024年)3月改正)」、「災害廃棄物対策指針(平成30年(2018年)3月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)」及び「神奈川県災害廃棄物処理計画(令和6年(2024年)3月改定)」を踏まえ、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」を改訂します。改訂後の計画に基づき災害廃棄物の処理を適正に行うとともに、災害支援協定を締結した民間事業者との情報交換や、災害廃棄物の処理が可能な民間事業者との連携等により、発災時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう平時から準備を行います。